

様式第15(第11条関係)

【書類名】 登録事項記載書類の交付請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【交付方法】

【請求部数】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

[備考]

- 1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、国際登録に係る場合は、1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。
- 2 特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。国際登録にあつては、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項記載書類の交付請求書」と記録し、商標法施行規則第22条で準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。
- 3 「【特許番号】」には、「特許第○○○○○○○○号」のようにその特許番号を記録する。実用新案登録にあつては、「【特許番号】」を「【実用新案登録番号】」とし「実用新案登録第○○○○○○○○号」のようにその登録番号を記録する。意匠登録にあつては、「【特許番号】」を「【意匠登録番号】」とし「意匠登録第○○○○○○○○号」のようにその登録番号を記録する。商標登録にあつては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第○○○○○○○○号」のようにその登録番号を記録し、商標権の分割又は商標権の分割移転に係る登録の場合は「商標登録第○○○○○○○○号」に続けて「の2」のように示す記号を記録する。国際登録にあつては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第○○○○○○○○号」のようにその登録番号を記録する。
- 4 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振

替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であって、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

- 5 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第13の備考2、3及び6と同様とする。